

外国人観光客への
Instagram を活用した情報発信
及びコンサルティング業務委託
提案要求説明書

配布資料

1. 説明書（本書）
2. 仕様書（案）
3. 様式1 参加表明書
4. 様式2 参加辞退届
5. 様式3 質問書兼回答書
6. 様式4 実績表

令和7年2月18日

公益財団法人 世田谷区産業振興公社

1. 事業の概要

1.1. 契約予定案件名

外国人観光客への Instagram を活用した情報発信及びコンサルティング業務委託

1.2. 目的

現在、世田谷区の魅力を広く発信することを目的として、世田谷区の観光 SNS (Instagram、X) にて情報を発信しているが、日本語のみの発信に留まっている。近年、世田谷区を訪れる外国人観光客が増加していることを踏まえ、英語圏をターゲットに、Instagram を活用したプロモーションを開始する。訪日リピーター層を積極的に誘致することを目的とし、観光地の一つとして世田谷区の認知向上・リーチ拡大を狙う。

日本人向けの SNS との差別化を図り、外国人に刺さるような内容や映像で、多くの方の目に留まる投稿を行い、訪日旅行の訪問先として世田谷への来訪を促進する。

1.3. 履行期間

令和 7 年 4 月上旬から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、契約については、令和 7 年度の予算配当を条件とする。

※令和 8 年度から令和 9 年度も、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と業務委託契約を締結する可能性がある。契約は単年度とする。当該年度の契約内容等については、別途定める選定要領に基づき決定する。

2. 提案限度額

3,960,000 円 (税込)

3. プロポーザルに参加できる者の資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区から入札禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) 第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- ⑤ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑥ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- ⑦ 過去 5 年以内に Instagram のアカウント運用及び Instagram を活用した外国人向けの情報発信に係るコンサルティング業務、投稿内容に関する取材撮影業務の実績があること。

4. 参加表明書の受付期間、提出先及び方法

本プロポーザルへの提案参加を希望する事業者は、あらかじめ、以下により参加表明書を提出すること。

4.1. 提出期間

令和7年2月18日（火）～2月26日（水）午後5時00分（厳守）

4.2. 提出場所

「12 連絡先」のとおりとする。

4.3. 提出方法

様式1「参加表明書」に必要事項を記載し代表者印を押印のうえ、本業務担当まで電子メールで提出すること。添付資料は別途、郵送等で、本業務担当まで送付すること。

4.4. 提出を要する書類（各1部）（(1)参加表明書を除き提出書類は郵送等で本業務担当まで送付すること）

(1) 参加表明書（別紙を含む）

(2) 履歴事項全部証明書（※）

(3) 税務署受付印のある確定決算書（いずれも直近2期分）写し一式

（電子申告の場合は「メール詳細」（税務署返信メール）も追加添付してください。）

(4) 納税証明書（※）（都道府県民税・市町村民税）

※(2)(4)は発行から3ヶ月以内のもの。写し不可とする。

4.5. 参加辞退について

参加申込後に辞退する場合は、様式2「参加辞退届」を提出すること。

参加辞退届は、必要事項を記載し、代表者印を押印のうえ電子メール、または郵送で提出すること。（電子メールの場合、送信後公社担当まで電話連絡も必要。）

4.6. 招請通知の送付

参加表明書を提出した事業について参加資格の確認を行い、招請通知に様式3「質問書兼回答書」を添付して、令和7年2月28日（金）までに電子メールで通知する。

5. 提案書の提出者を選定するための基準

提出者の参加資格の確認を行う。なお、資格審査の結果、資格を満たさない者には、その旨を令和7年2月28日（金）に電子メールで通知する。

6. 質問の受付について

提案要求説明書に関する質問事項については、招請通知を送付した事業者から、次により受け付ける。

6.1. 受付期間

令和7年3月3日（月）～3月5日（水）午後5時00分（厳守）

6.2. 提出方法

電子メールでのみ受け付ける。なお、電話や来庁による質問には応じない。

招請通知に添付した様式3「質問書兼回答書」を使用すること。

6.3. 回答方法

令和7年3月5日（水）午後5時00分までに受け付けた質問について、電子メールにより、質問した事業者名を伏して、参加事業者「質問書兼回答書」をもって回答を行う。

質問回答日：令和7年3月10日（月）予定

7. 提案書の内容、提出期限、提出先及び方法について

7.1. 提出書類

- (1) 提案書（詳細は 7.2 参照）
- (2) 見積書（詳細は 7.3 参照）
- (3) 実績表（様式 4）

7.2. 提案書の作成要点

提案書は、以下の要領により作成すること。

(1) 様式等の形式

ア 表紙

表紙には以下の項目を記載すること。

宛名：公益財団法人 世田谷区産業振興公社あて

件名：外国人観光客への Instagram を活用した情報発信及びコンサルティング業務
委託提案書

提出年月日：持参する日、郵送の場合は発送した年月日

イ 様式 A4 判、両面刷り、カラー可、様式は自由とする。

ウ 提出部数 正本 1 部、副本 7 部。

副本は、表紙、本文全ページから事業者名及び事業者名を類推できるような表現を削除すること。

(2) 業務実施内容

「仕様書（案）」に基づいた企画案とすること。仕様書によらない企画案も受け付ける。但し、仕様書の事業項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(3) 提案内容

以下の項目を盛り込んだ提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

- ・企画提案概要、コンセプト
- ・スケジュール及び業務実施体制
- ・提案により得られる指標

(5) 見積額の妥当性

7.3. 見積書の作成要点

(1) 様式は自由とする。

(2) 具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにすること。（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 見積書の部数は、正本 1 部、副本 7 部とすること。

(4) 正本は、事業者名を記載し、代表者印を押印すること。

(5) 副本は、事業者名及び事業者名を類推できるような表現を削除すること。

7.4. 提出期限

令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 5 時 00 分（厳守）

7.5. 提出先

「12 連絡先」のとおりとする。

8. 提案書を特定するための評価基準

以下の評価基準に基づき提案書等により審査を行い、契約する候補者を選定する。

(1) 市場分析と独自性

事業目的・内容を的確に理解し、事業の実現性が高いと見込めるか。事業スケジュールが適正であるか。提案のあった内容が、他エリアとの差別化を図り、実際に世田谷区への誘客に繋がるものか。

(2) 提案内容の的確性、実現性、アカウント認知向上に資する企画・運用

Instagram の特性に合わせた提案力や、投稿のコンセプト、撮影業務の考え方、また、コンサルティングによって得られる指標達成に向けた方策が、具体的かつ説得力のある内容となっているか。プロモーションは有効的か。

(3) 業務を安定的に遂行する能力

経営の状況や、人員体制、スケジュール管理や情報共有

(4) 同種・類似業務に関するノウハウやアカウントの運用実績は十分かどうか。取材企画・記事作成・デザイン・編集等の技術能力が十分かどうか。

9. 審査

9.1. 審査方法

書類審査にて決定する。

(1) 事業者名を伏せ、提案書、見積書、過去の実績を基に総合的に審査を行う。

(2) 審査を行ううえで、疑問点や確認事項が生じた場合には、担当者から該当する応募事業者
に照会し、担当者が回答を受け、審査者に報告する。

9.2. 審査結果の通知

審査結果は、令和7年3月下旬に電子メールで通知する。

10. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約
により締結する予定の有無 有

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

「12. 連絡先」に同じ。

(6) 提案書の提出後に3の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉
の対象としない。

(7) この案件に参加し提案書を提出した者の求めに応じて、当該事業者の審査内容等を伝える
ことができる。

(8) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(10) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがあ
る。

(11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(12) 日程を以下のように定める。

提案要求説明書等の公表	令和7年2月18日（火）
参加表明書の提出期限	令和7年2月18日（火）～2月26日（水）
招請通知の発送	令和7年2月28日（金）
質問の受付期間	令和7年3月3日（月）～3月5日（水）
質問の回答日	令和7年3月10日（月）
提案書の提出期限	令和7年3月17日（月）
結果通知の発送	令和7年3月下旬

11. 受託事業者との協議

業務の詳細については、受託候補者との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に参加資格を失った場合および契約締結前に参加資格を失った場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者として選定することができる。

12. 連絡先

世田谷区太子堂二丁目 16 番地 7 号 世田谷区産業プラザ 4F

世田谷区産業振興公社 地域活性・交流推進課 地域活性・交流推進係

担当：石崎・石井

土・日曜、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

TEL：03(3411)6715 FAX：03(3412)2340

Email:kanko@setagaya-icl.or.jp